

## 自動車リサイクル法に基づく変更届出・廃業等届出時の提出書類一覧(引取業者・フロン類回収業者用)

個人、法人の区分 変更事項等 提出書類	廃業等	個人		法人		個人・法人共通		
		氏名、住所	届出者が未成年者である場合の法定代理人の氏名、住所	名称、住所、代表者の氏名	役員の名(注3)	事業所の名称及び所在地	(引取業者のみ)フロン類の有無を確認する体制	(フロン類回収業者のみ)回収フロン類の種類、回収機の種類・能力・数(注1)
引取業者変更届出書(様式第二)又はフロン類回収業者変更届出書(様式第四)		●	●	●	●	●	●	●
廃業等届出書(別記様式第1号)	●							
欠格要件に該当しないことを誓約する書面(別記様式第2号の1又は第2号の2)		●	●	●	●	●	●	●
住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)が表示されたもの)(注2)		●						
法人の登記事項証明書(注2)				●	●			
・法定代理人の住民票の写し(本籍が表示されたもの)(法定代理人が個人の場合) ・法定代理人の登記事項証明書(法定代理人が法人の場合)			●					
フロン類の有無を確認する体制を説明する書類						◎	●	
フロン回収機の所有権又は使用権原の証明書						◎		●
回収機の種類・能力を説明する書類						◎		●
廃業等した事業者と届出者との関係を証する書類	○							
廃業等の事実を証する書類	○							

○:前橋市長が必要と認める場合に、必要な書類。

◎:事業所を増設する場合のみ必要。

注1:フロン回収機の種類又は数の変更であって、回収フロン類の種類の変更がない場合は、届出不要。

注2:住民票の写し、法人の登記事項証明書については、変更届出日前3月以内に発行された原本で、かつ現在の状況が記載されたものとする。

注3:新旧対照表を添付。